

議案第 1 1 号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成 2 1 年川崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 市長が、適用区域に係る地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針に適合し、川崎市都市景観条例（平成 6 年川崎市条例第 3 8 号）第 9 条第 1 項に規定する景観計画による良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないと同条例第 2 7 条に規定する川崎市都市景観審議会の意見を聴いて認めた建築物等

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

景観法第8条第1項の規定に基づく景観計画の改定に伴い、地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針に適合し、景観計画による良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等について、形態意匠の制限に係る規定を適用しないこととするため、この条例を制定するものである。